

絵と文：千葉てるお

今号のお知らせ

- 月額変更届を提出する際の留意事項について… 2
- 限度額適用認定証が便利です！…………… 4
- 整骨院・接骨院で治療を受けられる方へ…………… 5
- 保健事業の一部業務を外部機関に委託しております… 5
- 令和4年度事業報告及び収支決算について…………… 6
- 社労士通信 vol.20…………… 7
- 岩手県社会保険協会からのお知らせ…………… 8
- 8月・9月の年金出張相談所日程…………… 8

「落ち着きといっしょでなご」

南三陸地方では、結婚式など遠来からのお客様に「落ち着き」というおもてなしをするそうです。疲れを癒してもらうこと、かつての交通事情などから食事がままならずお腹を空かせていることも。そう言えば、人は空腹になるとあまり良いことがないとも言われます。また、旅館などお部屋にお菓子があるがその意味するところは違ふようだけど「落ち着き」としての心遣いという風にも思えたりしますね。



● 職場内で回覧しましょう！

一般財団法人 岩手県社会保険協会ホームページ / <http://www.syahokyo-iwate.com/>

月額変更届を提出する際の留意事項について

～昇給や降給により給与(報酬)が大幅に変わったときの届出～



毎年1回の定時決定により決定された標準報酬月額は、原則その年の9月分から翌年の8月分まで1年間適用されますが、この間に昇給や降給などにより報酬に大幅な変動があったときは、実態とかけ離れた状態にならないように、次回の定時決定を待たずに標準報酬月額を見直します。これを「随時改定」といい、「月額変更届」を提出していただくことになります。

改定された標準報酬月額は、再び随時改定がない限り、6月以前に改定された場合は当年の8月分まで、7月以降に改定された場合は翌年の8月分までの各月に適用されます。

★随時改定も保険者算定ができます

業務の性質上、季節的に報酬が変動することにより、通常の方法によって随時改定を行うことが著しく不当であると認められる場合について、被保険者の同意に基づき、年間の報酬の月平均額による保険者算定を行うことができます。

■対象となる場合

次の①から③の全てを満たした場合に、年間平均額を用いた保険者算定の対象となります。

- ① 次のアとイとの間に2等級以上の差があること
 - ア 昇給(降給)月以後の継続した3か月の報酬の平均から算出した標準報酬月額
 - イ 昇給(降給)月以後の継続した3か月の間に受けた固定的賃金の月平均額に、昇給(降給)月前の継続した9か月及び昇給(降給)月以後の継続した3か月の間に受けた非固定的賃金の月平均額を加えた額から算出した標準報酬月額(年間平均額から算出した標準報酬月額)
- ② 上記①の差が業務の性質上例年発生することが見込まれること
- ③ 現在の標準報酬月額と「年間平均額から算出した標準報酬月額」との間に1等級以上の差があること

■申立手続

事業主が、被保険者の同意書を添付した上で申立書を提出することにより行うこととされています。

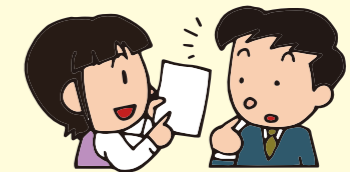
事業主の皆様へのお願い

その1 通知書が届きましたら、被保険者本人への通知が必要です

◎届出に基づいて送付される各種通知書の例

- 資格取得確認および標準報酬決定通知書
- 資格喪失確認通知書
- 標準報酬月額決定通知書
- 標準報酬月額改定通知書
- 標準賞与額決定通知書

etc.



【厚生年金保険法第29条2】

事業主は、通知があったときは、すみやかに、これを被保険者又は被保険者であった者に通知しなければならない。

【厚生年金保険法施行規則第28条】

事業主は、厚生年金保険に関する書類を、その完結の日から二年間、保存しなければならない。

その2 被保険者資格等の調査の実施へご協力をお願いいたします



年金事務所では、厚生年金保険・健康保険にかかる被保険者資格や報酬等について、その適正化を図る観点から呼び出しや訪問による調査を実施しております。調査日時やご用意いただく書類については、事前にお知らせいたしますので何卒ご協力をお願いいたします。

なお、調査日時の変更希望等ございましたら、管轄する年金事務所へ直接ご相談願います。

年金を増やしてみませんか？ まずは、資料請求を！

全国国民年金基金 岩手支部

フリーダイヤル 0120-65-4192

<https://www.zenkoku-kikin.or.jp/>

〒020-0024 盛岡市菜園一丁目3番6号 農国会館9階



限度額適用認定証が便利です!

限度額適用認定証とは?

医療機関でのお支払いが高額となる場合、限度額適用認定証(以下「認定証」)を医療機関の窓口で提示することでお支払いが自己負担限度額までとなります。これにより、**高額療養費(払い戻し)の申請が不要**となります。

例えば自己負担限度額が57,600円(「所得区分E」)の場合、認定証の提示により、医療機関での自己負担額は57,600円までとなります。(自己負担限度額は被保険者の年齢や、標準報酬月額により異なります)

| | |
|---------------------------|-----------------------|
| (例) | 3割負担分(90,000円) |
| 自己負担額57,600円 (自己負担限度額) | 超過分(32,400円) =支払不要 |

■申請の流れ



限度額適用認定証についてよくあるご質問を動画で解説中です! 右の二次元コードよりご視聴いただけます。



■申請書の入手はこちら

申請書は右の二次元コードよりダウンロード・印刷できます。

また、協会けんぽへお電話にて依頼いただきましたら、申請書を郵送いたします。

※被保険者(事業所でお勤めのご本人)・被扶養者(ご家族の方)など、複数人分の認定証が必要な場合は、1名ごとに1枚ずつ申請書が必要です。

※70~74歳で、お持ちの「高齢受給者証」の負担割合が2割の方、または標準報酬月額83万円以上の方は、「高齢受給者証」が認定証の役割を持つため、**申請は不要**です。

※有効期間は申請月(受付した月)の初日から1年間となります。月を遡って発効はできませんので早めのお手続きをお願いいたします。

オンライン資格確認が導入された医療機関では、原則として認定証は不要です。

申請書は郵送でご提出ください。(郵送先:〒020-8508 協会けんぽ宛)



(申請書ダウンロード)

お問い合わせ先: TEL019-604-9070(業務グループ)

整骨院・接骨院で治療を受けられる方へ

整骨院・接骨院にかかる場合、協会けんぽから療養費として治療費の一部が支払われますが、健康保険の対象とならない場合もございます。



詳細はこちら↑

○ 健康保険の対象となる場合

●外傷性が明らかな負傷 例: 打撲・捻挫・挫傷(肉離れなど)・骨折・脱臼

※骨折・脱臼については医師の同意が必要です。(応急処置を除く)

(主な負傷例)日常生活やスポーツ中に転んで膝を打つ、足首を捻る等の原因で急に痛みがでたとき



✕ 健康保険の対象とならない場合

- 単なる(疲労性・慢性的な要因からくる)肩こりや筋肉疲労
- 脳疾患後遺症などの慢性病や、症状の改善がみられない長期の治療
- 保険医療機関で同じ負傷等の治療中のもの
- 労災保険が適用となる仕事や通勤途上での負傷 など



- 注意事項**
- (1) 整骨院や接骨院に負傷の原因を正しく伝えましょう。
 - (2) 療養費支給申請書の内容をよく確認し、必ず自分で署名しましょう。
 - (3) 「ついでに他の部分も」や「家族に付き添ったついでに」といった「ついで」の受診は健康保険の適用対象外です。

お問い合わせ先: TEL019-604-9070(業務グループ)

《保健事業の一部業務を外部機関に委託しております》

協会けんぽ岩手支部では、特定保健指導および重症化予防事業(未治療者に対する受診勧奨業務)に取り組んでいるところですが、より多くの方にご案内させていただくため、事業の一部を以下の外部機関に委託して実施しております。

| 事業名 | 委託事業者名 | 電話番号 |
|------------------------------|---|---------------|
| 被保険者に対する特定保健指導業務委託 | 株式会社ベネフィット・ワン | 03-6830-8030 |
| 被保険者に対する特定保健指導継続的支援等業務委託 | 株式会社ベストライフ・プロモーション | 044-754-4100 |
| 被保険者に対するICTを活用した特定保健指導業務委託 | SocioFuture(ソシオフューチャー) 株式会社 健康サポートセンター ※ | 0120-537-143 |
| 重症化予防事業(未治療者に対する受診勧奨業務)の外部委託 | 株式会社EPファーマライン | 0120-101-248 |
| 重症化予防(糖尿病性腎症重症化予防プログラム)の業務委託 | 株式会社カルナヘルスサポート | 050-5306-1092 |

※SocioFuture株式会社は、岩手支部と契約している健診機関で受診した他支部加入者の特定保健指導案内・勧奨業務も行ってまいります。

- ・委託期間 令和5年4月1日から令和6年3月31日まで
- ・個人情報の取り扱い 業務委託にあたり、当該業務の実施に関し、入手した全ての情報について、目的外利用等を行ってはならない旨の契約を交わしております。

お問い合わせ先: TEL019-604-9089(保健グループ)

令和4年度事業報告及び収支決算について

一般財団法人岩手県社会保険協会では、令和4年度事業報告及び収入支出決算について令和5年5月24日盛岡市において理事会を開催しました。また評議員会は書面決議で行われ、決算と理事の承認が行われました。事業報告の概要については次のとおりです。

【令和4年度事業報告の概要】

■制度広報活動

- 制度広報紙「社会保険いわて」の隔月発行
- 会員事業所に対する制度図書などの無償配布
 - ・「社会保険の事務手続(適用・給付版)」(5月)
 - ・「2022年版高年齢者雇用・年金マニュアルシート」(7月)
 - ・「すこやかファミリーカレンダー」(11月)
 - ・「社会保険事業カレンダー(年齢区分社会保険手続)」(1月)
 - ・「もっと健康快適に！デスク環境を見直そう」(3月：研修会参加事業所のみ配布)
- 会員事業所の年金・健康保険委員に対する制度図書などの無償配布
 - ・「年金・健康保険委員必携」(9月)
 - ・「社会保険ダイアリー」(11月)
 - ・「全国社会保険委員会連合会会報(第35号)」(11月)

■制度広報活動

| 実施 | 内容 | 場所 |
|-----|---|-----------------------------------|
| 4月 | 【新任事務担当者研修会】 ○厚生年金・健康保険適用関係の事務手続 ○健康保険給付の概要 | 宮古市、北上市、二戸市、一関市、盛岡市(2回) 308名参加 |
| 10月 | 【ビジネスセミナー】 「出産・育児・介護そして産後パパ育児を支援します!」 | 久慈市、盛岡市、奥州市、釜石市 125名参加 |
| 2月 | 【社会保険実務講習会】 「年金制度説明会」 | 奥州市、二戸市、釜石市、遠野市 83名参加 |

■保健事業及び健康づくり事業

| 月日 | 場所 | 内容 | |
|--------|-------|--|-------------|
| 6月4日 | 遠野市 | 【民話の里 遠野健康ウォーク】 協力:民話のまち 遠野ウォーキング協会 | 79名参加 |
| 9月10日 | 遠野市 | 【鞍掛山 軽登山】 協力:滝沢市山岳協会 | 50名参加 |
| 10月22日 | 平泉町 | 【世界文化遺産 健康ウォークin平泉】 協力:平泉歩こう会 | 114名参加 |
| 年間 | 会員事業所 | 健康づくり実施事業所への保健師等の講師派遣 | 5件 |
| | | 健康づくり・疾病予防対策DVDの貸出し 常備薬斡旋案内 | 18事業所 9月 |

■福利厚生事業(会員限定)

| 月日 | 場所/対象 | 内容 | 備考 |
|-------|-------|-------------------|-------|
| 6月11日 | 花巻市 | ゴルフ大会 | 24名参加 |
| 年間 | 会員事業所 | 「施設利用会員証」の(更新)発行 | 7事業所 |
| 年間 | 会員事業所 | 文化事業(音楽、演劇等)の優待案内 | 劇団四季 |

■会員拡大対策

| 実施月 | 対象 | 内容 | 備考 |
|-----|-----|---------------------------------------|----|
| 隔月 | 非会員 | 新規適用事業所に対する文書による会員加入勧奨 (開示請求資料による) | 随時 |

■社会保険委員会(年金・健康保険委員)への活動支援

- 「年金・健康保険委員功労者表彰伝達式」共催事業(11月)
- 日本年金機構主催「ねんきんポスターコンクール」事業支援(3月)

全国社会保険協会連合会会長表彰について

当協会の谷村邦久会長が全国社会保険協会連合会会長表彰を受賞され、令和5年5月24日盛岡市内において表彰授与式が行われました。



振替休日と代休の違い

総務担当 当社では季節的な繁忙期に向けて業務量が増えており、休日の出勤も必要になっています。過重労働を防ぐためにも、週1日の休みは確保し、休日出勤しても、できるだけ別の日に休みを取ってもらおうと考えています。

社労士 そうですね。繁忙期であっても週1日の休みは確保していただきたいです。

総務担当 ところで、別の日に休みを取るといことで振替休日と代休がありますが、その違いを教えてくださいませんか？

社労士 まず振替休日とは、事前に休日出勤させる日とその代わりに与える休日を特定しておくことを言います。つまり、カレンダーの事前変更です。この場合、当初休日であった日は通常の労働日に変更されるため、この日に勤務したとしても休日に出勤したことにはなりません。

総務担当 ふ〜ん？ちなみに事前とは前日でも問題ないのでしょうか？

社労士 はい。問題ありません。また振替を行う場合は、以下の2点について注意が必要です。

- 1.就業規則に休日の振替を行うことがある旨を定めておくこと
- 2.振替が同一週内で行われる場合、当初休日とした日に出勤した分について通常の賃金を支払えば、振替休日とした日については賃金を支払う必要はないが、振替が週をまたがった場合、週の法定労働時間(※)を超えて勤務させた時間については時間外労働となり割増賃金の支払が必要になること
(※)変形労働時間制により40時間を超える週の所定労働時間を設定している場合は、その所定労働時間を超えた場合に割増賃金の支払いが必要となります。



総務担当 どの日に振替休日を取得するのか従業員本人の同意が必要なのでしょうか。

社労士 結論から言うと同意は必要ありません。会社のほうでこの日に休日を取るよう指定することができます。もちろん配慮として従業員と相談して日にちを決め、確実に取得できるようにすることが大切です。過重な労働を防止するためには、振替を行う日はできるだけ近接していることが望ましいです。

総務担当 それでは、代休はどのようなことになるのでしょうか？

社労士 代休とは、事前に振替の手続きを行うことなく休日に出勤させ、その代償として休日を与えることを言います。この場合、カレンダーが事前変更されないため、休日に出勤したという事実は消えません。そのため、その休日出勤の日には割増賃金の支払いが必要となります。

総務担当 例えば事前に振替の手続きを行うことなく休日出勤させ、その代わりに同一週内に休みを与えた場合、これは代休になるということですね？

社労士 はい。そうです。休日に出勤した事実は消えないことから、同一週内であっても割増賃金の支払が必要です。振替休日と代休は名称で取扱いが決まるものではありません。会社でいう代休が実態は振替休日だった、逆に振替休日といっても実態は代休だった、などという事例も見受けられます。くれぐれも割増賃金の未払いとならないよう注意が必要です。迷うような事例があった場合はご相談下さい。

ささいな事でもお気軽にどうぞ！
詳しくはお近くの
社会保険労務士にご相談ください。
ホームページ▶ <https://www.iwate-sr.jp>



社会保険協会からのお知らせ

☆新理事務担当者講習会を開催しました！

今年度の新理事務担当者講習会は、県内各年金事務所より「健康保険・厚生年金関係事務手続き」、岩手労働局、県内各ハローワークより「雇用保険の事務手続き」について説明がありました。特に雇用保険の事務手続きは4年ぶりの説明会となり、2時間を超える長時間の研修となりましたが、参加者は熱心に耳を傾け、個別の質問についても丁寧に回答をいただいたところです。

今年度も今後社会保険労務士によるセミナー、年金受給間近の被保険者等を対象にした年金制度と手続きについて、昨年度実施できなかった地区において研修を行うこととしています。多くの皆様のご参加をお待ちしております。



宮古会場(シーアリーナ)



大船渡会場(シーパール)

社会保険協会からのお願い

事業所所在地等を変更されたときはご連絡ください

事業所の名称・所在地・電話番号を変更された場合は、下記により当協会あてご連絡をお願いいたします。

変更届

(送付先) FAX 019-626-0252

一般財団法人岩手県社会保険協会

会員番号 - - -

(宛名ラベルの下にあります)

| | 変更前(全事項記入願います) | 変更後(変更事項のみ記入願います) |
|--------------|----------------|-------------------|
| ふりがな 事業所名 | | |
| 所在地 | 〒 — | 〒 — |
| 電話 | | 電話 |

年金出張相談所

| 会場 | 8月 | 9月 | 時間 | |
|----|----------------------|----------|----------|-------------|
| 盛岡 | 八幡平市役所(多目的ホール) | 10(木) | 15(金) | 10:00~15:30 |
| | ゆはず交流館(岩手町) | 16(水) | 20(水) | 10:00~15:30 |
| | 葛巻町役場 | 23(水) | 9月はお休みです | 10:30~15:00 |
| | 紫波町役場 | 8月はお休みです | 27(水) | 10:00~15:30 |
| 一関 | 陸前高田市役所 | 17(木) | 9月はお休みです | 10:30~15:30 |
| | 大船渡市役所 | 10(木) | 28(木) | 10:30~15:30 |
| | 奥州市役所(本庁) | 8月はお休みです | 7(木) | 10:00~15:30 |
| 宮古 | 奥州市役所(江刺総合支所) | 3(木) | 9月はお休みです | 10:00~15:30 |
| | 青葉ビル第1・2研修室(釜石市) | 17(木) | 21(木) | 10:00~15:30 |
| 花巻 | 遠野市役所本庁舎3階 | 3(木) | 7(木) | 10:30~15:30 |
| 二戸 | 久慈市文化会館 (アンバーホール) | 9(水) | 14(木) | 10:30~16:00 |
| | | 24(木) | 21(木) | 10:30~16:00 |

年金相談のご案内

県内の年金事務所では、通常の業務取扱時間のほか下記時間帯も年金相談を受けられます。

- ①月曜日(祝日にあたる時は翌開所日)午後7時まで受付を延長
- ②第2土曜日は、休日相談日9:30~16:00まで受付

※相談の内容によっては、翌日以降の回答となる場合があります。※変更される場合がありますので、各年金事務所へご確認のうえお出かけください。

【自動音声案内番号】

- 盛岡年金事務所 ☎019-623-6211(代) → 5
- 一関年金事務所 ☎0191-23-4246(代) → 1→2
- 宮古年金事務所 ☎0193-62-1963(代) → 5
- 花巻年金事務所 ☎0198-23-3351(代) → 1→2
- 二戸年金事務所 ☎0195-23-4111(代) → 5

※各会場とも電話による時間予約制を実施しています。相談日の前日までに管轄の年金事務所へご予約ください。